

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 15 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

平成 31 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分方針等
及び調査票等の作成について

地域医療介護総合確保基金（医療分）の平成 31 年度予算案については、「平成 31 年度一般会計歳入歳出概算」（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）において、前年度比 100 億円増の 1,034 億円（公費ベース）とされたところです。

については、別添の方針を踏まえて、平成 31 年度に本基金を活用して実施する事業に係る要望額の調整を行い、様式 1～4 の調査票等に記載の上、平成 31 年 3 月 8 日（金）までに、厚生労働省医政局地域医療計画課（shinkikin9@mhlw.go.jp）に提出していただくようお願いします。

なお、都道府県個別ヒアリングにつきましては、本年 3 月中旬から実施予定としており、詳細については別途連絡いたしますので、ご承知おきください。

照会先 厚生労働省医政局地域医療計画課
医師確保等地域医療対策室
代表 03-5253-1111（内線 2771・2661）
直通 03-3595-2186
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

別 添

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る平成 31 年度配分方針等について

1. 配分方針について

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分方針

地域医療介護総合確保基金（医療分）については、

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 について」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018 年度中の策定を促進する」とされていること
- ・ 「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議資料）において、「都道府県に対する 2019 年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けを含む更なる促進のための必要な措置を実施」とされていること
- ・ 「地域医療構想の進め方に関する議論の整理」（平成 29 年 12 月 13 日医療計画の見直し等に関する検討会 地域医療構想に関するワーキンググループ）において、「平成 30 年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、各都道府県における具体的対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮することとする」とされていること

を踏まえ、以下のとおり、都道府県ごとの公立・公的病院等の具体的対応方針の合意状況を中心に評価を行い、評価結果に基づき、重点配分を行うこととします。公立・公的病院等の具体的対応方針が合意に至らないことにより配分額が減額された場合は、都道府県において、開設主体にかかわらず補助を減額するのではなく、公立・公的病院等に対する補助を減額するなどにより調整を図るようお願いします。

また、具体的対応方針の議論に当たっては、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担等を踏まえ、公立・公的病院等でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかを確認することが重要であり、拙速な議論に陥ることのないよう留意願います。厚生労働省においては、地域医療構想に関するワーキンググループの議論を踏まえつつ、平成 31 年度以降、この 2 年間の集中的な議論により合意に至った具体的対応方針について、その内容を検証し、検証結果を踏まえた必要な対策を講じる予定です。

【評価項目・方法①】

平成 31 年 3 月 31 日時点における、公立・公的病院等の具体的対応方針の合意率が 100%未満の都道府県の配分額を減額

※ 評価項目・方法①により生じた残額については、評価項目・方法②及び③により再配分することを基本とする。

【評価項目・方法②】

平成31年3月31日時点における、民間医療機関の対応方針の議論の開始状況を考慮し、進捗状況に応じて配分額を調整

【評価項目・方法③】

平成31年3月31日時点における、非稼働病棟の解消に向けた議論の進捗状況を考慮し、進捗状況に応じて配分額を調整

(2) 事業区分Ⅰの配分方針

地域医療構想の実現に向けた取組を進めるため、平成31年度においては570億円以上を事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）に充てることとします。

また、都道府県から要望のあった事業のうち、地域医療構想調整会議において調整を行い、具体的な整備計画が定まった事業を優先して、配分額の調整を行うこととします。

さらに、具体的な整備計画が定まった事業の中でも、多額の費用を要する再編統合に係る事業等を優先して、配分額の調整を行うこととします。

そのため、都道府県においては、都道府県内医療機関への本基金の配分に当たっては、上記配分方針の趣旨を踏まえた対応や、早期に整備計画が定まった事業を優先した対応をお願いします。

(3) 事業区分Ⅱ及び事業区分Ⅳの配分方針

平成31年度予算案においては、約464億円を事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）及びⅣ（医療従事者の確保に関する事業）に充てることとします。

そのため、平成26年度から平成30年度までに配分した本基金のうち、今後執行する具体的な計画がない金額^(注)を『未計画額』として取り扱うこととし、この未計画額を解消するため、また、限られた財源を効果的に配分するため、未計画額がある都道府県については平成31年度の配分に当たっての財源として未計画額を原則として活用し、調整することとします。（別添1）

(注)平成26年度から平成30年度までに配分した本基金の執行状況及び今後の執行予定については、別途調査し、当該調査において、今後執行する具体的な計画がない金額を把握することとします。

また、この内容については、事業内容が本基金の趣旨に沿ったものか、実行可能性があり具体的な計画となっているかなどを精査し、『未計画額』を確定することとします。

なお、平成31年度の配分額が、平成32年度以降の配分において、基礎となるものではありません。

2. 要望額の計上等に係る留意事項について

(1) 要望額の計上について

事業区分Ⅱ及びⅣについては、平成31年度に実施予定の要望事業を『要望額』として計上してください。

また、要望額に充てる財源については、

① 『未計画額（平成26～30年度基金分）』

② 平成31年度基金からの配分を要望する『配分必要額』

に区分して金額を計上してください。

(2) 標準事業例及び標準単価に基づく事業の計上について

「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例及び標準単価の設定について」（平成29年1月27日付け医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、標準事業例及び標準単価を定めたことから、原則として当該標準事業例及び標準単価に基づき事業を計上することとし、これに該当しない事業や単価を計上している場合には、ヒアリング等において当課と協議してください。

本基金に関する法令やその趣旨・目的に照らして不適切と考えられる事業については本基金を交付しないこととし、当該事業に基金を充当した場合は、本基金の返還や執行停止を求める可能性があるため留意願います。

(3) 他の財源で措置されている事業の取扱いについて

本基金の活用にあたっての留意事項通知において、「既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる基金への付替えについては、慎重に検討するもの」としていることから、一般財源を活用できない明確な理由がないものについては、本基金を交付しないこととします。

なお、参考として、「過去に一般財源化された厚生労働省医政局所管の補助事業」（別添2）を添付しますが、他省庁又は他部局所管の事業を含め、当該取扱いについて十分留意願います。

また、病院内保育所の新設や拡充に係る整備費及び運営費については、内閣府の企業主導型保育事業に対する助成金（別添3）を活用するよう留意願います。

(4) 医師修学資金貸与事業の取扱いについて

医師修学資金貸与事業については、「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知）により、新規に修学資金の貸与を行う学生について、キャリア形成プログラム運用指針の5のAからEまでに定める要件を満たす場合に限り本基金の交付対象としているところです。当該要件を満たしているか確認するため、別添4のチェックシートを提出してください。

なお、添付がない場合又は提出書類から要件を欠くと判断した場合は本基金を医師修学資金貸与事業に活用することはできないので留意願います。

(5) ICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク基盤の整備事業について

本事業の実施に当たっては、「「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について」（平成 28 年 3 月 28 日付け医政発 0328 第 6 号・政社発 0328 第 1 号厚生労働省医政局長・厚生労働省政策統括官（社会保障担当）通知）の別紙に定める厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとするものとします。

加えて、厚生労働省においては、未来投資戦略等に基づき、個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として全国的な保健医療情報ネットワークを整備し、2020 年度からの本格稼働を目指して検討を進めています。よって、平成 31 年度事業において、新たな地域医療情報連携ネットワークの構築（大規模な改修や更新を含む。）を予定している場合は、厚生労働省における今後の検討内容を踏まえた対応をお願いしたいため、要望額の提出の前に医政局研究開発振興課医療技術情報推進室管理係（03-3595-2430）までご相談いただくようお願いします。

（検討内容は厚生労働省ホームページ（医療情報連携ネットワーク支援 Navi（<http://renkei-support.mhlw.go.jp>））等で公表していく予定。）

また、第 1 回医療情報連携に関する都道府県担当者会議（平成 30 年 12 月 17 日開催）にてお示しした、

- ・ ネットワークの更新について、単純な更新ではなく、本基金の趣旨・目的に合致する既存のネットワークの機能の追加や拡充であり、それを実現するための手段の中にサーバの更新も含まれる場合には、その費用も本基金の対象となること
- ・ 本基金をランニングコストに充ててネットワークを運用することは、サービスの受益者負担の考えに反する等の点で望ましくないと考えられ、お問い合わせ等いただいた場合は、その旨をご説明してきたところであるが、今後とも、この考えに沿った事業運営を行うこと

についてご留意の上、事業計画の精査を行っていただくようお願いします。

(6) 医療勤務環境改善支援センター運営費の計上について

平成 31 年度税制改正において、従来の高額医療機器等の特別償却制度が拡充され、「医師の働き方改革」の推進に資する「勤務環境改善促進機器等」が追加されることとなっています。

この特別償却制度では、医療機関が医療勤務環境改善支援センターを活用し、その助言の下に作成した医師勤務時間短縮計画に基づき取得した医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の器具・備品（医療用機器を含む。）、ソフトウェアがその対象となります。これにより、今後、医療勤務環境改善支援センターにおける上記助言事務の増加及びこれに要する経費の増加が見込まれるため、医療勤務環境改善支援センター運営費の本基金への計上に当たっては留意願います。

『未計画額』の考え方について

別添 1

- 『未計画額』とは、平成26年度から平成30年度までに配分した基金のうち、今後執行する具体的な計画がない金額。
- 平成26年度から平成30年度までに配分した基金の執行状況及び今後の執行予定については、別途調査。
当該調査において、『今後執行する具体的な計画がある金額』を把握し、以下により『未計画額』を算出。

$$\text{『未計画額』} = \text{『平成26年度から平成30年度までの配分額』} - \text{『今後執行する具体的な計画がある金額』}$$

※ 『今後執行する具体的な計画』とは、事業内容や事業費、事業期間が具体的に決まっており、都道府県計画の個別事業調書の作成が可能な状態にあるものをいう。

- さらに、『今後執行する具体的な計画』について、事業内容が基金の趣旨に沿ったものか、実行可能性があり具体的な計画となっているかなどを精査し、『未計画額』を確定。



未計画額がある都道府県については、平成31年度の配分に当たっての財源として未計画額を原則として活用し、調整。

【平成30年度基金の例】



(参考) 過去に一般財源化された厚生労働省医政局所管の補助事業

医療施設等の運営事業等（ソフト事業）

区 分	一般財源措置されている補助対象			備 考
	公立	公的	民間	
休日等歯科診療所・救急医療情報提供運営費	● * 1			* 1 : 都道府県、市
在宅当番・救急医療情報提供実施費	●			
歯科在宅当番・救急医療情報提供実施費	● * 2			* 2 : 都道府県のみ
休日夜間急患センター運営費	●	●		
病院群輪番制病院運営費	●	●	●	
救命救急センター運営費	●			
公的病院等特殊診療部門運営費	●	●		
看護師等養成所運営費	●	●		
都道府県ナースセンター事業	●			
病院内保育所運営事業	●	●		
看護師等修学資金	●			

公立：都道府県、市町村

公的：日赤、済生会、厚生連、北社協

民間：医師会、医療法人、その他個人等

企業主導型保育事業について

内閣府 子ども・子育て本部

企業主導型保育事業の制度の概要と企業のメリットについて

I 企業主導型保育事業とは

企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度です。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。

《企業主導型保育事業の特色》

本事業の特色として、次のような点が挙げられます。



- ① 企業が、自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供することができます。夜間や土日、短時間や週2日のみ働く従業員への対応なども可能です。
- ② 複数の企業が共同で設置したり、共同で利用することができます。
- ③ 地域の子どもを受け入れることにより、施設運営の安定化を図ったり、地域貢献を行うことができます。
- ④ 認可外保育施設ではありますが、保育施設の整備費及び運営費について、認可施設と同程度の助成を受けることができます。

※ 整備費及び運営費として受けることができる助成の内容については、公益財団法人児童育成協会が運営する「企業主導型保育事業ポータルサイト<http://www.kigyounaihoiku.jp/>」を参照して下さい。

Ⅱ 事業の実施者とは

○ 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下のとおりです。

- ① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合
※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。
- ② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が保育施設を設置し、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が当該施設を活用して企業主導型保育事業を実施する場合
※ 複数企業と共同利用することも可能です。
- ③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 国、地方公共団体
- ii 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付又は特例地域型保育給付を受けている施設又は事業所
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業
- v 申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

Ⅲ 利用対象者等

○ 企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠(設定は任意)
<ul style="list-style-type: none">■ 事業実施者の従業員の児童■ 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 <p>※ いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 従業員枠の対象外の児童 (子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) <p>※ 地域枠を設ける場合、原則、総定員の50%以内</p>

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者 (1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修修了予定者等を含む。)	保育従事者 (1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区分
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3/4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成

※11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。その他、多様な働き方に対応した各種加算を設定。)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能

既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

(例)



② 「空き定員」を活用した場合

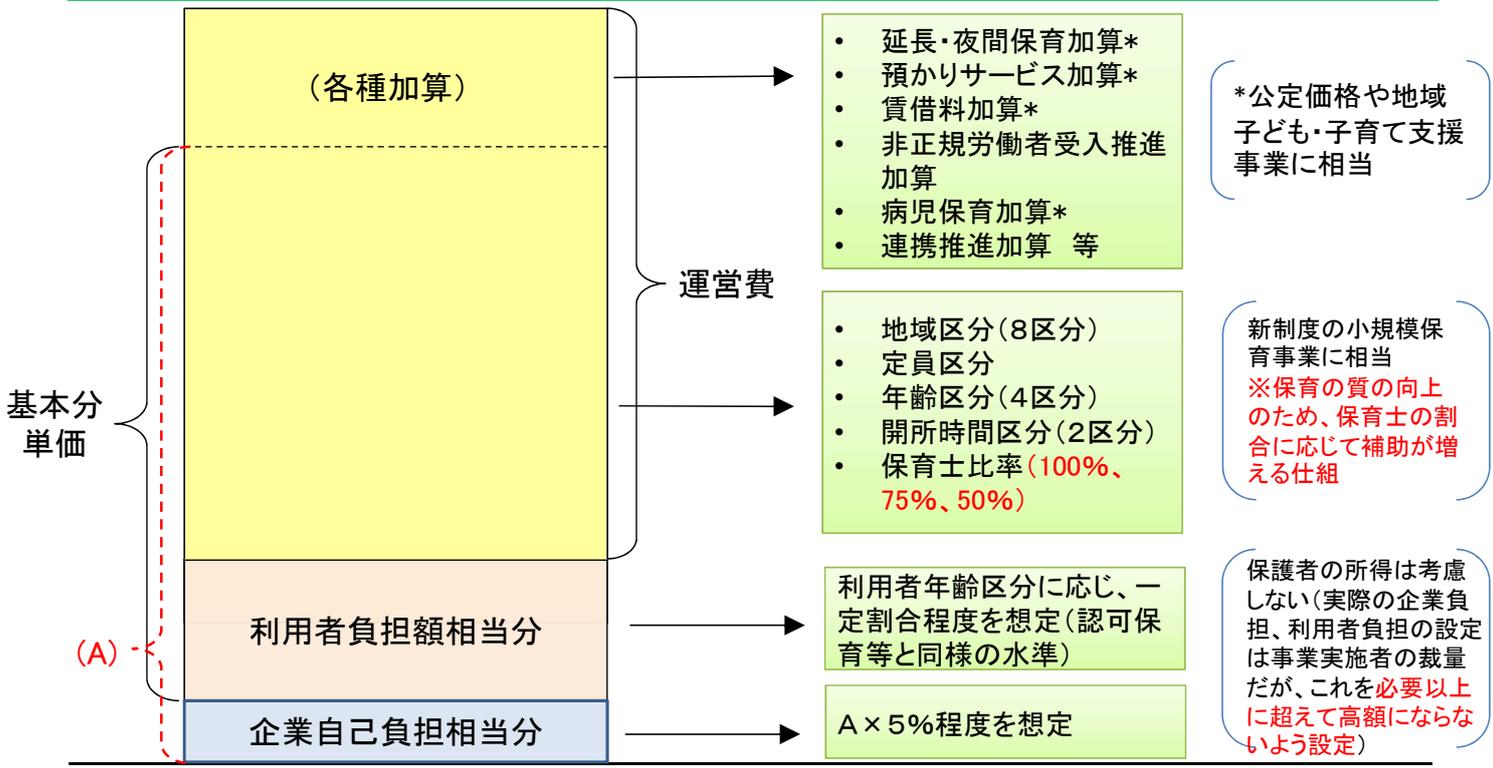
- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を受け入れた場合に、【運営費】を助成。

(例)



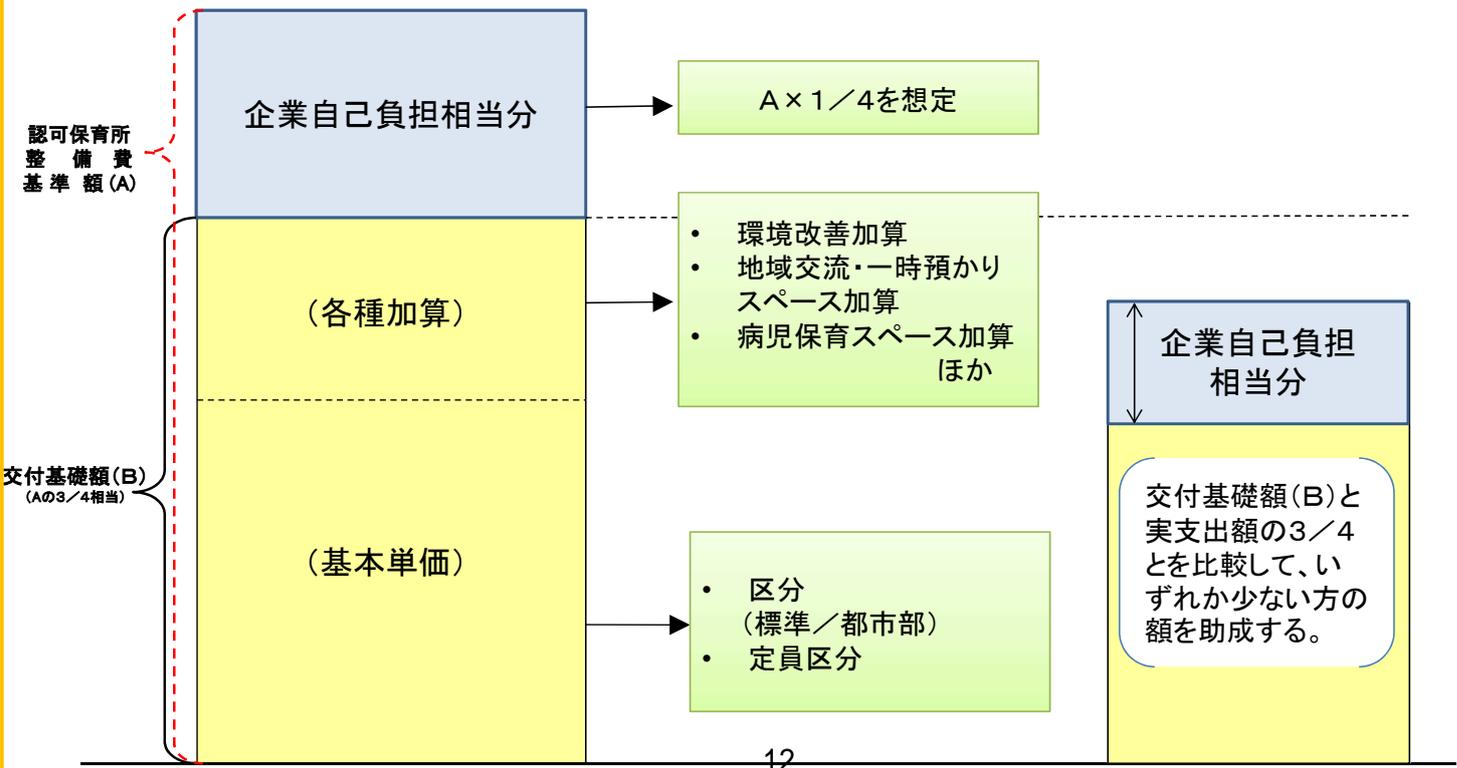
運営費のイメージ

- 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。
- ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



整備費のイメージ

- 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- 助成単価は定額(3/4相当分)を交付する。



医師修学資金チェックシート

都道府県名

○医師修学資金貸与事業の計上の有無

<input type="checkbox"/> 計上 有り	<input type="checkbox"/> 計上 無し
(有りの場合、修学資金の名称) → ●●修学資金	

※「計上 無し」を選択した場合は、以下の回答は不要。

○平成 31 年度以降、新規に修学資金の貸与を行う学生分の計上の有無

<input type="checkbox"/> 計上 有り	<input type="checkbox"/> 計上 無し
--------------------------------	--------------------------------

※「計上 無し」を選択した場合は、以下の回答は不要。

○医師修学資金の要件の状況

<input type="checkbox"/>	医師修学資金の利率について、既存の金利設定を参考に、地域で就労する医師を確保するという地域枠の本来の趣旨に照らし、適切な金利を設定している
<input type="checkbox"/>	医師修学資金の義務年限について、原則として、学部卒業後 9 年間又は貸与期間の 1.5 倍の期間としている
<input type="checkbox"/>	医師修学資金の貸与を受けた医師について、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを返還免除要件としている
<input type="checkbox"/>	医師修学資金の貸与を受けた医師が満了すべきキャリア形成プログラムについて、「キャリア形成プログラム運用指針」(平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知)に定める内容等を満たしている
<input type="checkbox"/>	医師修学資金の貸与対象について、当該都道府県内出身者に限定している

※記入上の留意事項

- (1) 計上した医師修学資金貸与事業において、複数の修学資金を設定している場合はチェックシートも複数提出すること。
- (2) 医師修学資金の要件を満たしていることを確認するため、キャリア形成プログラム等の写しを提出すること。その際、該当する記載に印を付ける等、該当箇所が判別できるようにし、キャリア形成プログラム等の分量が多い場合には、表紙と該当箇所が確認できるページのみ抜粋すること。なお、キャリア形成プログラムについては、複数作成している場合、提出するのは代表例として 1 件のみでよい。
- (3) 添付資料については、ファイル名に該当する番号 (①～⑥) を設定するなど、どの資料か判別しやすいように工夫のうえ提出すること。(例:「添付資料①ーキャリア形成プログラム(●●コース)」)